

産業廃棄物処分業許可申請書

令和〇年 4月 1日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者 〒850-0000
住所 長崎県〇〇市〇〇町1234番地氏名 株式会社長崎県クリーン
代表取締役 長崎 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 (TEL) 095-895-▲▲▲▲▲

(FAX) 095-824-▲▲▲▲▲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	破 碎 木くず 以上1種類 (移動式を含む。) (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。) 安定型埋立 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類 (石綿含有産業廃棄物であるものを含む。) (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
事務所及び事業場の所在地	事務所 長崎県〇〇市〇〇町1234番地 (住居表示) (地番：1234番、1235番、1236番) 電話番号 095-895-▲▲▲▲▲
	事業場 長崎県〇〇市〇〇町1234番地 (住居表示) (地番：1234番、1235番、1236番) 電話番号 0957-12-▲▲▲▲▲
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	①木くずの破碎施設(移動式を含む。) ②安定型最終処分場 設置(保管)場所：長崎県〇〇市〇〇町1234番 設置場所：長崎県〇〇市〇〇町1236番 設置年月日：平成16年5月1日 設置年月日：平成16年10月1日 処理能力：80t/日(8時間) 面積：15,000㎡ 容量：75,000㎡ 許可年月日：平成15年10月1日 許可年月日：平成15年11月1日 許可番号：420008501 許可番号：420101502
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	保管場所：長崎県〇〇市〇〇町1235番 木くず：面積 200㎡、高さ 2.0m、保管上限 320㎡ (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	※ 別紙に記載すること。
※事務処理欄	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	長崎市	079××××××××
	佐世保市	申請中（令和〇年〇月〇日付受付）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
株式会社 ^{ながさきけんくろーん} 長崎県クリーン		長崎県〇〇市〇〇町1234番地
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
※本欄については申請者が未成年者であり、法定代理人がある場合のみ記載すること。		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
ながさき たろう 長崎 太郎	S30. 1. 1 代表取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地 長崎県〇〇市〇〇町1番地
ながさき はなこ 長崎 花子	S35. 1. 2 取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地 長崎県〇〇市〇〇町1番地
ながさき じろう 長崎 次郎	S40. 1. 3 取締役	長崎県△△市△△町2番地 長崎県△△市△△町2番地
ながさき さぶろう 長崎 三郎	S45. 1. 4 取締役	長崎県××市〇〇町3番地 長崎県××市〇〇町3番地
ながさき いちろう 長崎 一郎	S20. 1. 5 監査役	長崎県〇〇市〇〇町1番地 長崎県△△市〇〇町100番地

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	1, 000 株		出資の額	10, 000, 000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
ながさき たろう 長崎 太郎	昭和 30. 1. 1	500株	長崎県〇〇市〇〇町1番地	
		50%	長崎県〇〇市〇〇町1番地	
ながさき はなこ 長崎 花子	昭和 35. 1. 2	200株	長崎県〇〇市〇〇町1番地	
		20%	長崎県〇〇市〇〇町1番地	
ながさき じろう 長崎 次郎	昭和 40. 1. 3	100株	長崎県△△市△△町2番地	
		10%	長崎県△△市△△町2番地	
ながさき さぶろう 長崎 三郎	昭和 45. 1. 4	100株	長崎県××市〇〇町3番地	
		10%	長崎県××市〇〇町3番地	
ながさき いちろう 長崎 一郎	昭和 20. 1. 5	100株	長崎県〇〇市〇〇町1番地	
		10%	長崎県〇〇市〇〇町100番地	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
たけだ はるのぶ 武田 晴信	S30. 2. 1	長崎県〇〇市〇〇町98番地	
	〇〇支店長	長崎県〇〇市〇〇町98番地	
※本欄については政令で定める使用人がある場合のみ記載すること。			

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 長崎県知事が定める部数を提出すること。
※正本1部（本課用）、副本2部（保健所控え1部、申請者控え1部）
（県外、長崎市及び佐世保市内に事業場を有する方が直接資源循環推進課へ申請する場合は、保健所控えは不要です。）

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体計画の概要（変更許可申請には変更部分を明確にして記載すること）

固定式では排出事業者より搬入された、下記の産業廃棄物について破碎（中間処理）し、移動式では長崎県内（長崎市・佐世保市を除く）の排出事業場に木くずの破碎施設を移動させ、当該排出事業場内で発生した木くずについて破碎（中間処理）の処分を行う。

- ・木くずは破碎後、燃料又は堆肥の原料として畜産農家に売却
- ・木くずの破碎により分離された金属くずは、金属の原料として㈱〇〇に売却

安定型最終処分場では排出事業者より搬入された、下記の産業廃棄物について埋立（最終処分）の処分を行う。

- ・廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物は安定型埋立

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業者の名称及び所在地
1	木くず	破碎 (移動式を含む。)	2,000 m ³	固形状	長崎県内建設業者（固定式） 長崎県内（長崎市・佐世保市を除く）の建設工事現場（移動式）
2	廃プラスチック類	安定型埋立	1,000 m ³	固形状	長崎県大村市〇〇町456 〇〇商店
3	ゴムくず	安定型埋立	50 m ³	固形状	長崎県内建設業者
4	金属くず	安定型埋立	100 m ³	固形状	長崎県諫早市〇〇町90 〇〇金属
5	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	安定型埋立	1,000 m ³	固形状	長崎県内建設業者
6	がれき類	安定型埋立	1,000 m ³	固形状	長崎県内建設業者
7	石綿含有産業廃棄物	安定型埋立	10 m ³	固形状	長崎県内建設業者
	廃棄物の名称を記載すること	処分の方法を記載すること	月あたりの取扱数量を記載すること		具体的な排出事業者がない場合は製造業、建設業等の業種名を記載すること

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第七号の2（第十条の四第二項第一号、同条第五項、第十条の十六第二項関係）

<p>3. 施設の概要（許可外中間処理施設） ※設置許可施設であっても、事業の用に供する施設全てについて施設ごとに記入すること。</p>	
処理施設の種類	木くずの破砕施設（移動式を含む。）
設置場所	長崎県〇〇市〇〇町1234番（保管場所も同じ）
設置年月日	平成16年 5月 1日
処理能力	80 t / 日（8時間）
廃棄物の種類	木くず 以上1種類 （石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>（処理方式） アタッチメントによる破砕 ※一軸式破砕等の施設の処理方法に応じた記載をすること。</p> <p>（設備） アタッチメント：(株)〇〇製 ABC-123 ベースマシン：(株)〇〇製作所製 XYZ-789</p> <p>別添図面参照 ※図面、カタログ等を添付すること。 ※更新申請においては省略可能。</p>
環境保全設備の概要	<p>大気汚染対策：（共通）粉じん防止のための飛散防止カバーを装着 （固定式）散水施設を装備（水道使用） （移動式）散水ポンプ、給水タンクを付帯</p> <p>騒音対策：（固定式）高さ〇〇mの防音壁を設置 （移動式）防音シートを設置</p> <p>※大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭対策に係る設備があれば記載すること</p>

4. 最終処分場（許可外）	※ 設置許可施設であっても、事業の用に供する施設 全てについて施設ごとに記入すること。
最終処分場の種類及び名称	安定型最終処分場 （長崎県クリーン最終処分場）
設 置 場 所	長崎県〇〇市〇〇町1236番
設 置 年 月 日	平成 16年 10月 1日
最終処分場の規模等	面積： 15,000㎡ 容量： 75,000㎡
埋立対象廃棄物の種類	<p>廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類 以上5種類 (石綿含有産業廃棄物であるものを含む。) (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>
構造及び設備の概要	<p>安定型最終処分場</p> <p>別添図面参照 ※図面等を添付すること。 ※更新申請においては省略可能。</p> <p>○埋立処分に使用する重機 ・ブルドーザー 例〇〇製 EFG-456 1台 別添図面参照 ※図面、カタログ等を添付すること。 ※更新申請においては省略可能。</p>
放流水の水質等	※pH、BOD、COD、SS、排水基準項目、ダイオキシン類等 について記載すること。
その他環境保全対策	※大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭対策に係る設備があれば 記載すること。

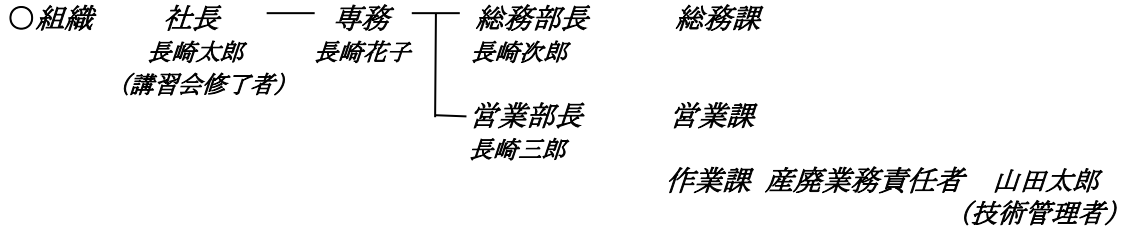
5. 処分業務の具体的な計画（処分を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

○処分の方法

木くずは破砕後、燃料又は堆肥の原料として売却
破砕により分離された金属くずは、金属の材料として売却

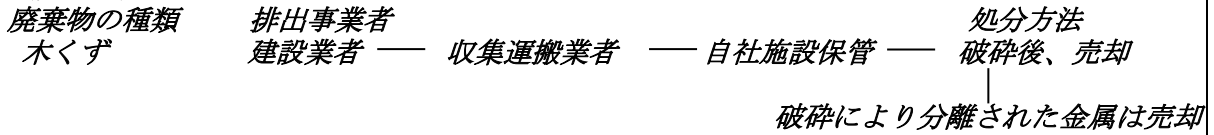
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物は安定型埋立

○営業時間 月～金8時から17時、土8時～12時までの間 休日 日曜日

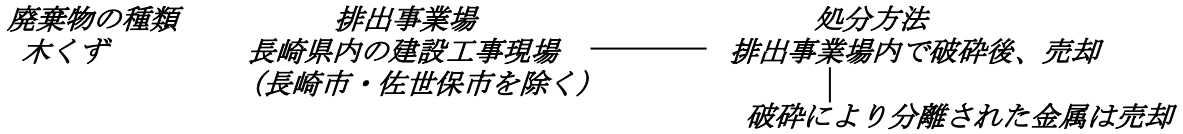


○作業フロー

【木くずの破砕施設】
(固定式)



(移動式)



【安定型最終処分場】

廃棄物の種類	排出事業者	収集運搬業者	処分方法
廃プラスチック類	〇〇商店	〇〇商店	安定型埋立
ゴムくず	建設業者	〇〇商店	安定型埋立
金属くず	〇〇金属	〇〇金属	安定型埋立
ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	建設業者	〇〇金属	安定型埋立
がれき類	建設業者	〇〇金属	安定型埋立
石綿含有産業廃棄物	建設業者	〇〇金属	安定型埋立

従業員数内訳

令和〇年 4月 1日現在

役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記 外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	1人	人	2人	人	5人	人	13人

6. 環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(木くずの破碎施設(固定式))

※移動式を含む場合は移動式に係る措置についてもわかるように記載してください。

大気汚染対策 破碎に伴い発生する粉じん対策として、施設に散水設備を設置する。

水質汚濁対策 破碎施設で使用する水は散水程度であり、事業場外への放流はない。

振動対策 施設の基礎はコンクリート構造とし、振動を抑制する。
敷地境界における環境保全目標値を〇〇dB以下とする。
施設設置場所から敷地境界まで最短距離となる地点において、
距離減衰による予測値(又は)実測値は〇〇dBであり、
環境保全目標値を達成する。

騒音対策 施設周辺に防音壁を設置し、午前9時から午後5時までの稼働とする。
敷地境界における環境保全目標値を〇〇dB以下とする。
施設設置場所から敷地境界まで最短距離となる地点において、
距離減衰による予測値(又は)実測値は〇〇dBであり、
環境保全目標値を達成する。

悪臭対策 取り扱う産業廃棄物からの悪臭が生じるおそれはないと思われるが、
必要に応じて消臭剤を散布する。

その他 施設に異常がないか、毎日、始業時に点検を行う。

(2) 保管施設において講ずる措置

飛散・流出対策 屋根付きの建屋内に保管し、廃棄物が飛散・流出しないよう
必要に応じてシート掛けを行う。

悪臭対策 月1回消臭剤を散布する。

衛生害虫対策 月1回薬剤を散布する。

地下浸透対策 地盤面を防水コンクリートで被覆し、地下浸透しないようにする。

火災発生対策 1日2回の見回り点検を行う。消火器を各所に配置する。

その他(囲い、表示) 囲い及び表示看板を設置する。

(3) 最終処分場において講ずる措置

飛散・流出対策 埋立後は直ちに転圧・覆土を行う。
石綿含有産業廃棄物の埋立は、最終処分場の一定の場所において、
かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないよう行い、即日覆土する。

悪臭対策 月1回消臭剤を散布する。

衛生害虫対策 月1回薬剤を散布する。

水質汚濁対策 放流水の水質(pH、SS、BOD、COD)を月1回測定、
排水基準項目を年1回測定し、基準値を超えた場合は直ちに
廃棄物の埋立処分を中止する。また、地下水についても年1回
測定する。

火災発生対策 1日2回の見回り点検を行う。消火器を各所に配置する。

その他 処分場周辺に囲い・金網(高さ2m)及び表示看板を設置する。
施設の異常、廃棄物からのガスの発生について、常時監視する。
石綿含有産業廃棄物の埋立量、埋立場所等を記録し、保存する。

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	木チップ（木くずの破碎後物）	
発生量 （t/月又はm ³ /月）	1,900m ³ /月	
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)	
	委託処理 (所在地)	(処分業者名)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却	
<p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破碎した木チップは、燃料又は堆肥の原料として売却する。 <p>(売却予定先)</p> <p>①△△セメント(株)〇〇事業所(〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地) 補助燃料として売却</p> <p>②〇〇堆肥(株)〇〇工場(〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地) 堆肥製造における副資材として売却 (売買契約書 添付)</p> <p>※中間処理の場合は、当該処理の方法を具体的に記載すること。</p> <p>※売却の場合は、売却予定先、売却方法、売却場所等を具体的に記載すること。</p>		
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		